

古河市上下水道事業包括業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 事業の趣旨・目的

本業務は、古河市水道事業等が実施する水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料並びに手数料等の徴収に関する料金関係業務、給水装置等に関する業務及び排水設備等に関する業務について、民間事業者のもつノウハウを最大限活用することで、より効率的な業務運営を目指すものである。市と民間事業者との連携により、将来にわたり安全で安定した水道事業の運営を持続的に行うことができる事業者を公募型プロポーザル方式で募集するものである。

2. 業務概要

(1) 業務名 古河市上下水道事業包括業務

(2) 業務内容 別紙「古河市上下水道事業包括業務 要求水準書」(以下「仕様書」という。)のとおりに

(3) 契約期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(4) 準備期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(5) 委託料限度額 1,383,426,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

※契約期間の総額

(6) 担当所属及び問い合わせ先

〒306-0125 茨城県古河市仁連 1294-1 古河市役所上下水道部水道課(三和浄水場)

電話 0280-76-3780 FAX 0280-76-9263

電子メール suidou@city.ibaraki-koga.lg.jp

3. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。

(2) 古河市建設工事請負業者指名停止等措置要綱(平成17年古河市告示第25号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立てまたは、破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。

(4) 古河市建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成17年9月12日告示第24号)別表に定める措置要件に該当する者でないこと。

(5) 古河市物品調達入札参加資格審査要綱(平成17年古河市告示第19号)に基づき、物品役務の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(6) 水道事業(料金徴収業務及び給水装置関係業務)及び下水道排水設備関係業務を3年以上継続して受託した実績を有しており、令和7年度現在、受託していること。

(7) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。

4. プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

- ア 実施要領等の公表 令和7年10月8日(水)
- イ 実施内容等に関する質問受付期限 令和7年10月15日(水) 午後4時必着
- ウ 質問に対する回答(予定) 令和7年10月21日(火)
- エ 参加表明書の提出期限 令和7年10月24日(金) 午後4時必着
- オ 企画提案書の提出期限 令和7年10月24日(金) 午後4時必着
- カ 第一次審査に関する結果の通知 令和7年11月上旬予定
- キ 第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)(予定) 令和7年11月18日(火)
- ク 第二次審査結果の通知・公表 令和7年11月下旬予定
- ケ 契約締結 令和8年1月中旬
- コ 委託開始に向けての事前調整・準備 令和8年3月31日まで

(2) 募集要領等の配布

- ア 配布期間: 令和7年10月8日(水)～令和7年10月17日(金)
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- イ 配布場所: 上記2(6)の担当課で配布するほか、古河市ホームページからダウンロードできる。
※URL(<http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/>)

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(参考様式3)により電子メールにより提出すること。(電話等口頭による質問の受付及び回答は一切しない。)

- ア 受付期間: 公募開始日～令和7年10月15日(水) 午後4時必着
- イ 質疑方法: 電子メールにより、2(6)に提出すること。
電子メール送信後に必ず送信した旨の電話連絡をすること。

- ウ 回答期日: (予定) 令和7年10月21日(火)
- エ 回答方法: 回答は、古河市ホームページ(4(2)イのURL)に掲載する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書(参考様式1)、確認書(参考様式2)を作成し、持参又は郵送により提出すること。

- ア 提出期限: 令和7年10月24日(金) 午後4時必着
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- イ 提出場所: 2(6)
- ウ 提出方法: 持参(平日の午前9時～午後4時まで)又は郵送(書留郵便に限る。
※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと(必要と判断した場合のみ)。
※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和7年10月22日(水) 午後4時までに辞退届(様式任意)を提出すること。

(5) 企画提案書の提出

仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出するこ

と。

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと（必要と判断した場合のみ）。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。枚数に制限はないが、カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

（ア）企画提案内容（目的、効果、訴求ポイント等）

（イ）実施計画及び全体のスケジュール

（ウ）業務遂行人員体制

（エ）業務実績

（オ）見積額

（カ）会社概要

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は、10部（正本1部、副本9部）とする。

なお、必要に応じ、審査の公正を期するため、副本には参加者名を記入しなくてもよい。

オ 提出の際に、古河市長宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

（6）企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、古河市情報公開条例（平成17年古河市条例19号）に基づく公文書開示請求の対象となる場合もある。

エ 市は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5. 審査方法等

（1）審査基準

別表「審査基準」のとおり

（2）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

時間、場所については、別途通知する。

(3) 審査方法

ア 第一次審査（書類審査）

(ア) 提出された企画提案書等について、別に定める評価基準に従い書類審査を実施する。

(イ) 第一次審査の結果、点数が上位3者に対し、第二次審査を行うものとする。

(ウ) 第一次審査の結果及び第二次審査の案内については、参加表明書に記載された連絡担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとする。

イ 第二次審査

企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最優秀者を選定する。

(ア) 審査の方法

1 事業者につき20分以内でプレゼンテーションを実施し、その後、ヒアリングの時間を20分程度設ける。プレゼンテーション及びヒアリングの参加者数については1事業者につき3名までとする。本件業務の担当者が提案書を説明するものとし、本業務に直接携わらない者の出席は認めない。

(イ) その他

① プレゼンテーションは、企画提案書をもとに行うものとし、パソコン等の使用可とする。

また、市にてプロジェクターの用意をするが、適宜持ち込みも可とする。なお、自参する場合は、事業者の責任において接続を行うこと（事前確認可）。

② 追加資料の配布は出来ないものとする。

③ プレゼンテーションの順番はランダムに市側で決定し、非公開とする。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(3)による評価の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が75点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(5)の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について古河

市ホームページに公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加者の数及びそれぞれの総合点

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

7. 契約手続

(1) 契約の相手方の候補者に選定された者と古河市との間で、仕様、経費等について再度協議を行い、随意契約の方法により、予定価格の制限の範囲内の価格で契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、各月の業務終了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払う。

(3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

(4) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。

8. その他

(1) 企画提案書に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、正当な理由がある場合はこの限りではない。

(2) 本プロポーザル実施についての説明会は実施しない。